

密集市街地対策について

対象受検機関：都市整備部事業調整室

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
1 府における密集市街地の状況について - 平成24年度に国土交通省が密集市街地を有する自治体に対して、「地震時等に著しく危険な密集市街地」（以下「危険密集」という。）の調査を実施。 - 危険密集は、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である、著しく危険な密集市街地を指す。住生活基本計画（住生活基本法第15条第1項に規定される基本計画）により、実態の把握、解消が定められている。 - 大阪市域においては「防災性向上重点地区」（※1）、大阪市域外においては「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」（※2）の中から延焼危険性や避難困難性の指標が最低限の安全性を下回っている地区を、各市町が抽出し、府がとりまとめた。府では2,248haが抽出。 ※1 防災性向上重点地区は、老朽木造建築物等の集積、市街地の燃えやすさ、道路閉塞の可能性を踏まえて、面的な災害の可能性の高い地域 ※2 災害に強いすまいとまちづくり促進区域は、密集市街地のうち、建築物の不燃化・耐震化の促進と、住宅・住環境や都市基盤施設の整備を総合的に行うことにより、災害に強いすまいとまちづくりを促進する区域 - 平成26年に「大阪府密集市街地整備方針」（以下「旧方針」という。）を策定。令和2年度末までの危険密集の解消を目標に取組を進めたが、令和2年度末で1,014haが未解消となった。 - 令和3年3月、旧方針を改定（以下「改定方針」という。）。これまでの取組の拡充・強化を掲げつつ、新たな目標を次のとおり定めた。 ①危険密集2,248haについて令和7年度末までに9割以上を解消（以下「中間目標」という。） ②令和12年度末までに全域を解消 2 改定方針について - 改定方針に基づく令和3年度からの取組において、119ha（令和3年度：32ha、令和4年度：87ha）が解消され、令和4年度末時点までの解消面積は1,353haである。中間目標を達成するためには、残り3年間で670haを解消する必要がある。 - 改定方針においては「まちの防災性の向上」、「地域防災力のさらなる向上」、「魅力あるまちづくり」の3本柱に整理した上で、取組を拡充・強化している。 - 強制力のない任意事業であるため、所有者の協力を得るため以下の取組を新規または拡充して実施している。（新規） - GIS（※）を用いて、延焼拡大の危険性を効果的に低減できる箇所を特定し、道路等の重点整備や延焼経路となる老朽建築物の重点除却を進める。これにより延焼危険性を低減し、最低限の安全を確保することが可能になり、危険密集の解消が進む。 ※ 地理情報システム。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術 （拡充） - 市による除却促進。入居者への移転費用の支援や老朽建築物を市が買収するなどの手法により促進を図る。 （公財）府都市整備推進センターにおいて、基本財産を取り崩した財源を活用した、所有者による建替え検討及び除却促進などの支援の拡充を図っている。	1 改定方針の中間目標（令和7年度末までに危険密集の9割を解消）については、GISを活用して、解消効果の大きい事業に重点的に取り組むことにより、達成可能と見込んでいる。しかしながら、令和3年度以降、未解消面積1,014haに対して119haの解消に留まっていること、目標達成の前提となる道路整備等の事業の整備見通しも明確ではなく、目標達成を可能と見込む根拠が示されていないことから、中間目標の達成に懸念がある。 2 危険密集の解消状況について、令和4年度末の解消及び未解消面積が府ホームページで公表されており、直近の状況は数値で確認できるが、解消面積の推移は示されていない。市単位や府域全体の危険密集の解消状況を把握するためには、各市の整備アクションプログラムにおける各評価範囲の状況を年度ごとに見ていく必要がある。	1 計画の実効性を確保する観点から、年度ごとの事業量や実績、今後の見通しなど、目標達成に向けた工程を明確化し、より効果的な進捗管理のあり方について検討された。 2 危険密集の解消に向けた取組に対する府民の理解を促進し協力を得られるよう、危険密集の解消状況や取組の進捗等を市単位や府域全体として分かりやすく公表するなど工夫し、情報提供されたい。

3 事業の進捗管理について (1) 市の整備アクションプログラムの策定状況 - 各市において、評価範囲（道路や河川等により分断され、それ以上に延焼しないと判定される区画。原則10ha～30haで設定される。）ごとに解消に必要な事業量やスケジュールを記載した整備アクションプログラムを策定し、実効性を担保している。毎年度、市街地の更新状況や事業の進捗状況について意見交換を行い、必要に応じてアクションプログラムの見直しを行うことで、進捗管理を行っている。 - 各市（大阪市を除く。）の地区の評価範囲ごとに、解消までの計画事業量として老朽建築物除却(建物数)、道路の整備予定延長(m)、用地取得面積が記載されているとともに、令和3年度以降の累積実績が示されている。各年度の計画事業量や実績は記載されていない。 (2) 目標達成の見通し - 所属では、令和3、4年度に解消した地区について、各市が定めるアクションプログラムで設定していた目標年次よりも早い解消が実現したと認識している。延焼の危険性を効果的に低減できる箇所での確実な事業実施を図ることで、目標達成が可能と見込んでいる。 (3) 情報の公表 - 各地区の危険密集の解消状況については、令和4年度末の解消及び未解消面積が府ホームページで公表されている。直近の状況については数値で確認できるが、解消面積の推移は示されていない。また、市域または府域全体の計画事業量や実績を把握するためには、各市の整備アクションプログラムの各評価範囲の地区ごとについて、年度ごとの計画事業量や実績を確認していく必要がある。		
措置の内容		
1 目標達成に向けた工程の明確化及び効果的な進捗管理のあり方について、各地区における延焼危険性・避難困難性を評価する指標は年々改善しており、年度別の解消面積は、令和3年度に32ha、令和4年度に87ha、令和5年度には177haと、目標達成に向け着実に推移している。 危険密集の解消は、道路整備等の事業に限らず民間による建物更新によっても進むことから、毎年度、現地調査により市街地状況を把握、分析しながら府市で協議し、事業計画を検証の上、柔軟に見直している。それらの状況を踏まえ、令和6年度より府ホームページにて地区ごとの解消目標年度を一覧として掲載するとともに、危険密集が未解消の地区について、評価地区ごとに事業管理シートを作成し、府市で共有することで、工程を明確化し、進捗管理することとした。 2 危険密集の解消状況や取組の進捗等に関する府民に向けた分かりやすい情報提供のあり方について、令和6年度より「密集市街地対策の進捗状況」を府ホームページに新設し、危険密集の解消状況の進捗が分かりやすく伝わるよう、府域全体及び市単位で解消・未解消面積の推移を掲載した。また、取組の進捗による火災の延焼拡大危険性の改善状況が分かりやすく伝わるよう、地区ごとの延焼の危険性・改善状況も併せて掲載した。		

監査（検査）実施年月日（委員：令和5年8月9日、事務局：令和5年6月1日から同年7月5日まで）

広域緊急交通路沿道建築物の耐震化に関する情報提供について

対象受検機関：都市整備部事業調整室

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																
1 府における住宅・建築物の耐震化の状況 - 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓から、同年12月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐促法」という。）が施行され、全国的に耐震化が進められてきた。 - 平成25年の耐促法の改正により、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）で、多数の者が利用するもののうち、一定の用途及び規模に該当する建築物（以下「大規模建築物」という。）については、所有者が耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。報告を受けた所管行政庁は状況を把握し、診断結果の公表を行っている。 - また同改正に伴い、府は災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するための道路である広域緊急交通路の沿道にある建築物のうち、既存耐震不適格建築物で地震によって倒壊した場合は通行を妨げ、相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物（以下「沿道建築物」という。）の所有者に対し、耐震診断の結果を平成25年11月25日に指定した路線は平成28年12月31日まで、令和2年3月25日に指定した路線は令和4年9月30日までに所管行政庁に報告することを義務付けた。報告を受けた所管行政庁は状況を把握し、診断結果の公表を行っている。 - 府では、耐促法に基づく耐震改修促進計画として、平成28年1月に「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」（以下「10ヵ年戦略」という。）を策定（計画期間：平成28年度～令和7年度）した。 10ヵ年戦略では住宅及び診断義務付け建築物の耐震化率を「府民みんなでめざそう値」として位置付け、令和7年を目途とする目標を設定している。 10ヵ年戦略の目標と現在の進捗状況は次のとおり。 《目標》 <table><tr><th>各種建築物</th><th>R2時点の総数（耐震性あり戸数）</th><th>目標</th></tr><tr><td>住宅</td><td>3,980千戸（3,530千戸）</td><td>令和7年までに95%</td></tr><tr><td>大規模建築物</td><td>819棟（721棟）</td><td>令和7年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消</td></tr><tr><td>沿道建築物</td><td>290棟（86棟）</td><td>令和7年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消</td></tr></table> 《進捗状況》 <table><tr><th>各種建築物</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>住宅</td><td>88.7%</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>大規模建築物</td><td>88.0%</td><td>88.9%</td><td>90.1%</td><td>91.1%</td></tr><tr><td>沿道建築物</td><td>29.7%</td><td>30.4%</td><td>32.0%</td><td>32.7%</td></tr></table> ※大規模建築物及び沿道建築物は進捗率 進捗率＝耐震性あり棟数／現存する耐震診断義務付け対象建築物×100 2 沿道建築物の耐震化の主な取組内容 府は広域緊急交通路のうち、災害時における機能確保のため、優先して耐震化に取り組む路線を指定し、その沿道建築物について、所管行政庁による耐震化の促進に係る取組の進捗管理を行うとともに、府の危機管理部局と連携し、さらに優先すべき路線や道路を閉塞させる可能性の高い建物を絞り込み、重点的に働きかけるとともに、沿道建築物の耐震化に関する情報を府ウェブページで掲載し公表している。 3 沿道建築物の耐震化に関する情報提供について - 府が所管する区域内の沿道建築物の耐震診断結果について、耐促法の規定に基づき、耐震診断結果一覧表を府ウェブページで公	各種建築物	R2時点の総数（耐震性あり戸数）	目標	住宅	3,980千戸（3,530千戸）	令和7年までに95%	大規模建築物	819棟（721棟）	令和7年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消	沿道建築物	290棟（86棟）	令和7年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消	各種建築物	R2	R3	R4	R5	住宅	88.7%	—	—	—	大規模建築物	88.0%	88.9%	90.1%	91.1%	沿道建築物	29.7%	30.4%	32.0%	32.7%	沿道建築物の耐震化の進捗が目標を大きく下回っている状況にあり、耐震化を進めるための機運の醸成と、災害時における避難経路となる広域緊急交通路の安全性に関する情報を提供することは重要である。 各路線の耐震化の状況を地図で公表しているウェブページと、府を含めた所管行政庁ごとに個別建物の耐震診断結果が公表されているウェブページには連携がないなど、府民に分かりやすく情報提供されているとはいえない。	府民にとって分かりやすい情報提供となるよう、沿道建築物の耐震化の状況を地図で公表しているページから、個別建物の耐震診断結果を公表しているページへのアクセスを容易にするなど改善された。
各種建築物	R2時点の総数（耐震性あり戸数）	目標																																
住宅	3,980千戸（3,530千戸）	令和7年までに95%																																
大規模建築物	819棟（721棟）	令和7年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消																																
沿道建築物	290棟（86棟）	令和7年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消																																
各種建築物	R2	R3	R4	R5																														
住宅	88.7%	—	—	—																														
大規模建築物	88.0%	88.9%	90.1%	91.1%																														
沿道建築物	29.7%	30.4%	32.0%	32.7%																														

表している。 ・府以外が所管する区域内の沿道建築物は、各所管行政庁のウェブページで耐震診断結果を公表しており、府ウェブページではそのリンクを掲載している。 ・また、沿道建築物の耐震化の状況を地域住民等に分かりやすく周知し、社会的機運を醸成するため、路線別に耐震性不足の棟数に応じて、耐震診断義務付け対象路線を主要交差点間で色分けした地図を、耐震診断結果とは別に公表している。 ・一方で、耐震性不足の建物が各区間のどこにあるのかは、地図には明示されておらず、建物の所在を把握するためには、耐震診断結果一覧表を確認していく必要があり、府以外が所管する区間は、各所管行政庁のウェブページで耐震診断結果一覧表を確認する必要がある。 ・また、地図の掲載ページにおいては、参照先となる所管行政庁のリンクの掲載がなく、一旦、上位階層に移り、そこから耐震診断結果の掲載ページに入って各所管行政庁のリンクを参照する必要がある。 《ウェブページの階層構造イメージ》 府トップページ ↓ (中略) ↓ <u>住宅・建築物の耐震化</u> ↓ — <u>広域緊急交通路沿道建築物</u> ↓ (以下略) — 広域緊急交通路沿道建築物の耐震化の状況のページ（色分けした地図が記載） — 広域緊急交通路沿道建築物の耐震診断結果等のページ ※府及び他所管行政庁の耐震診断結果のページへのリンクあり ↓ (以下略)		
措置の内容		
沿道建築物の耐震化の状況を地図で公表しているページから、府を含めた所管行政庁が個別建物の耐震診断結果を公表しているページへ容易にアクセスできるよう路線ごとにリンクを追加した。		

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																						
東大阪子ども家庭センター	管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張が取り消されなかったものが3件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。																						
	<table><tr><th rowspan="2">職員</th><th rowspan="2">出張日</th><th colspan="2">システム入力日</th><th rowspan="2">過誤払旅費額</th></tr><tr><th>当初入力日</th><th>重複入力日</th></tr><tr><td>A</td><td>令和5年7月25日</td><td>令和5年7月27日</td><td>令和5年8月2日</td><td>1,680円</td></tr><tr><td>B</td><td>令和5年9月8日</td><td>令和5年10月2日</td><td>令和5年10月24日</td><td>1,860円</td></tr><tr><td>C</td><td>令和6年2月29日</td><td>令和6年3月8日</td><td>令和6年3月12日</td><td>680円</td></tr></table>		職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和5年7月25日	令和5年7月27日	令和5年8月2日	1,680円	B	令和5年9月8日	令和5年10月2日	令和5年10月24日	1,860円	C	令和6年2月29日	令和6年3月8日	令和6年3月12日	680円
	職員				出張日	システム入力日		過誤払旅費額																
			当初入力日	重複入力日																				
	A		令和5年7月25日	令和5年7月27日	令和5年8月2日	1,680円																		
B	令和5年9月8日	令和5年10月2日	令和5年10月24日	1,860円																				
C	令和6年2月29日	令和6年3月8日	令和6年3月12日	680円																				
措置の内容																								
検出事項について、過払となった旅費の戻入手続を行い、収納を確認した。 今回の検出事項の原因は、職員の入力誤り及び承認者の確認漏れによるものである。 再発防止に向け、所属職員への注意喚起を行うとともに、旅費事務担当者が旅費集計前に重複入力がないか確認を徹底することとした。																								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月8日）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
東大阪子ども家庭センター	管内出張について、出張に係るシステム入力後、支出手続が行われず、旅費が未払となっているものがあった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。						
	<table><tr><td>職員</td><td>出張先</td><td>出張日</td><td>未払旅費額</td></tr><tr><td>A</td><td>泉南市</td><td>令和6年3月13日</td><td>1,670円</td></tr></table>		職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	泉南市
職員	出張先	出張日	未払旅費額					
A	泉南市	令和6年3月13日	1,670円					
措置の内容								
検出事項について、管内出張の未払分について支出を行った。 今回の検出事項の原因は、3月分の旅費集計締切日後に入力された出張について、4月分の旅費集計時に旅費事務担当者が前年度分の管内明細内訳の未払分の確認を怠ったことによるものである。 再発防止に向け、所属職員へ早期の出張入力の指導を行うとともに、年度替わりに際し前年度分の旅費の未払の有無についてＳＳＣ旅費旅行命令簿一覧出力画面で期間を前年度4月から3月とし、状態区分で提出・承認・差戻に該当がないかを旅費集計前に徹底して確認することとした。								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月8日）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
東大阪子ども家庭センター	管外出張について、出張に係るシステム入力後、支出手続が行われず、旅費が未払となっているものがあった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。						
	<table><tr><td>職員</td><td>出張先</td><td>出張日</td><td>未払旅費額</td></tr><tr><td>A</td><td>京都府南丹市</td><td>令和6年2月9日</td><td>3,170円</td></tr></table>		職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	京都府南丹市
職員	出張先	出張日	未払旅費額					
A	京都府南丹市	令和6年2月9日	3,170円					
措置の内容								
検出事項について、管外出張の未払分について支出を行った。 今回の検出事項の原因は、職員が登録した管外出張に関するＳＳＣのお知らせ画面を旅費事務担当者が確認しなかったことによるものである。 再発防止に向け、関係職員は定期的にＳＳＣのお知らせの内容を確認するよう周知し、管外旅費の支出漏れがないよう事務処理を徹底することとした。								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月8日）

服務管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																
東大阪子ども家庭センター	特別休暇（服喪休暇）について、遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができるが、往復に要する日数を加算すべき事情がないにもかかわらず、加算して申請・承認し、条例及び規則で定める日数を超えて承認しているものがあった。 <table><tr><th>職員</th><th>続柄</th><th>葬儀の場所</th><th>休暇承認日</th></tr><tr><td>A</td><td>祖母 (休暇日数：3日以内)</td><td>北海道帯広市</td><td>令和5年6月22日から 同月26日までの5日間</td></tr></table>	職員	続柄	葬儀の場所	休暇承認日	A	祖母 (休暇日数：3日以内)	北海道帯広市	令和5年6月22日から 同月26日までの5日間	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間 別表第5（第10条関係） <table><tr><td>死亡した者</td><td>日数</td></tr><tr><td>父母、配偶者、子</td><td>7日</td></tr><tr><td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td><td>3日</td></tr><tr><td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td><td>1日</td></tr></table> 備考 4 遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日
職員	続柄	葬儀の場所	休暇承認日															
A	祖母 (休暇日数：3日以内)	北海道帯広市	令和5年6月22日から 同月26日までの5日間															
死亡した者	日数																	
父母、配偶者、子	7日																	
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日																	
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日																	
措置の内容																		
検出事項について、服喪休暇の取消及び年次休暇の取得での対応を行った。 今回の検出事項の原因は、申請者及び承認者が特別休暇に関する制度について正しく認識していなかったことと、承認者の確認不足によるものである。 再発防止に向け、承認者及び所属職員に特別休暇に関する制度を周知するとともに、特別休暇を申請及び承認する場合は、規定の確認を徹底し適正な事務処理を行うこととした。																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月8日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
修徳学院	職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。 <table><tr><td>職員</td><td>事実発生時期</td><td>件数</td></tr><tr><td>A</td><td>令和5年8月</td><td>1件</td></tr></table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和5年8月	1件	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
職員	事実発生時期	件数						
A	令和5年8月	1件						
措置の内容								
未支給の時間外勤務手当については、勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を行った上、総務サービス課に依頼し、追給を行った。 検出事項の原因は、職員の実績入力漏れと直接監督責任者による確認漏れである。 本件を受けて、時間外勤務を行った場合は速やかに時間外勤務の実績入力を行うよう職員会議を通じて周知するとともに、実績入力承認締切日の5日前にはチームサイトのお知らせページにおいて注意喚起を行っている。 今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者による確認を徹底し、適正な服務管理を行う。								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月17日）

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項
修徳学院	令和５年度の財務諸表（貸借対照表）の建設仮勘定に、工事完了による引渡しが行われている下記の工事に係る金額が計上されたままとなっていた。				検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務諸表作成基準】 （固定資産の分類及び計上） 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 （7）建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。 【建設仮勘定取扱要領】 第４条 建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 ２ 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第５条 ２ 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 （３）建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略）
	年度	契約件名	契約金額	未精算額	
	令和５年度	本館１階会議室電話線増設工事	66,000円	66,000円	
措置の内容					
建設仮勘定の精算について、会計局会計指導課に確認のうえ、本資産勘定への精算処理を行った。また、資産について、公有財産台帳への修正を行った。 検出事項の原因は、建設仮勘定の精算処理について、担当者が理解していなかったことにある。 再発防止に向け、担当者がＳＳＣ等で未精算案件の管理を定期的に確認するとともに、総務課内職員に建設仮勘定の精算処理について適切に実施するよう周知徹底と未精算の建設仮勘定についてメールで共有し、上司が処理を確認することでチェック体制を強化した。 今後は、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行う。					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月17日）